

みなさんからの請願・陳情

請願第一号

「待機児童解消のための社会福祉法人の設立及び保育園設置」に関する請願書

(紹介議員)

(提出者) 榊竹福二講員
印南久雄議員

・社会福祉法人「有隣会」の設立
・認可について

(審査の内容・結果) 始めにこの
請願第一号の紹介議員である印
南久雄議員よりこの賛意につい

て説明を受け、その内容は国、県においても保育の待機児童解消というものは最大の優先課題であ

り、本市の保育環境は社会情勢の変化と共に、核家族化が進み各保育園においては、定員を20

ハーベンタから30ノーベントを
超えて保育が行われている一方
で、働きたい家庭の子どもがキャ
ンセル待ちをしている現状を改
善する事が求められている。

書する事が求められている
こうした中で待機児童の解消
について、保育園から幼稚園へ
の転園補助金の交付を行う取り

十九名
待機児童の解消の見通しと今後の対策については、市で考えている待機児童解消策は、基本的には転園制度をもつて待機児童が解消されると考えている。
また、かねだ保育園を受託した法人、あいのかわ福祉会から

市内保育園の申込み等の状況は
平成二十三年四月一日現在、申込
込者数は三百四十九名、そのう
ち取下げ者数が十四名で最終申
込者数は三百三十五名。

三百三十五名に対する内定者
数は二百四十三名で割合として
は72.5パーセントで、厚生労
働省の基準による待機児童に認
められる者は二十三名となつて
いる。

市外への保育園入園者数は
十二月一日現在、三市二町で二
一九名。

次に市当局から①平成三十年度の市内保育園の申し込み人数、取下げ人数、保育園の入園決定数及び待機児童数について
②最新の市外の保育園・幼稚園に入園している児童数について
③待機児童の解消の見通しと今後の対策について説明を受けました。

組みを進めているか、是非これ
らの取り組みと併せて、新設保
育園の設置について市は理解を
示され、一日も早く市内の待機
児童の解消が図られるよう求め
る趣旨の内容であります。

の申し出があり、児童施設として考へていた建物の空きスペースがある事から、そこをかねて保育園の分園にすること。定員を十五名程度にすること。また市からの受託を受けた段階で別場所に土地を購入して、新たにかねだ保育園をつくりたいとう申し出もあり、保育園の定員は百五十名にしたいという事で、今の九十名の定員を考えると六十名の増になり、平成二十六年四月可能となる事から、その段階では完全に待機児童の解消となるとの説明がありました。

更には、保育園は定員超過だが幼稚園では大半の幼稚園で入園児童が定員に満たない状況である事から、私立幼稚園との連携を図り特に四、五歳児に達した児童については、幼稚園での延長保育を活用する事により、保育園から幼稚園へ転園出来るよう保護者に対して積極的な働きかけを行っていくという市の考え方方が示されました。

事だと思つている。何のためにこの保育計画がなされてられているかという事から考えると、みんなで努力してみると部分、議員としての努力をしてみると部分というのも必要ではないかというようによると考へるので、保育計画に基づいて取り組む事が大事であると考える。

は出さないでもう少しこの解消策の取り組みの推移といふものを検討しながら結論を出していく事が大切と思っていました。などの意見が出されました。本請願の取り扱いについては保育計画に基づいて取り組む事や、既存の施設を活用した待機児童解消策が大事であることが多くの意見が出されました。採決の結果、賛成少数により不採決となりました。

陳情第二号
取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の速やかな実現を推進する決議・意見書採択の陳情書

(提出者) 宇都宮市小幡二一七一三
栃木県弁護士会

会長 横山 幸子

当な取調べと虚偽の自白による
えん罪を防ぎ、裁判員制度の導
入にあたって裁判員となる市民
に判断のしやすい裁判を実現す
るため、速やかな取調べの可視

化(取調べの全過程の録画)を求める意見書の提出を関係当局に求めるものであります。